

平成26年度和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会（第2回）

- 1 開催日時 平成26年12月24日（水）13：30～
- 2 開催場所 和歌山県庁 第一会議室
- 3 出席者 川口会長、北出副会長、山崎委員、太田委員、笹尾委員、桑原委員、橋爪委員、辻田委員、松本(吉)委員、池田委員、野嶋委員、湯上委員、平田委員
- 4 議 事 (1) 和歌山県地域福祉推進計画（案）の審議について
(2) 和歌山県地域福祉推進計画改定スケジュール案について
(概要は、以下のとおり。)

会 長 　　今回は、1月の県民意見募集前の最終審議となりますので、ご意見については、具体的な内容でお願いします。では、地域福祉推進計画（案）及び地域福祉推進の指標（案）について、ご意見があればお願いします。

委 員 　　自治会に関して、都市部の高度成長期に出来た新興住宅地で自治会が組織されていない地域があります。また、元々、自治会のある地域に隣接した同様の新興住宅地で、個々としてではなく、集団で自治会に加入していないというところもあります。

　　P27「過疎地域における支え合い機能の確保」とありますが、過疎地域ではないが、紀の川沿線から和歌山市・海南市の団地や昔、新興住宅地と言われたところでは、極端に高齢化が進んでいます。都市部の新興住宅地の高齢化に関しても、記載する必要があると思います。

会 長 　　自治会が形成されていない所は、「県民の友」等も配布されていないのでしょうか。

委 員 　　「県民の友」は、担当者を決めて役場に取りに行ったりしているようです。

事務局 　　課題としては、P8に、公共賃貸住宅団地に関する高齢化の進行について記載しています。

委 員 　　具体的な取組や目標について、記載すべきではないでしょうか。

事務局 　　P14支え合いネットワークの図に、「自治会、自主防災組織等」があり、P17～P18で、その役割の説明しています。各市町村のアンケートでは、自治会がきちんと機能できていないところもあるようですし、前向きに活動してほしいと考えています。どこまで反映させてもらえるかわかりませんが、検討させていただきます。

- 委員 P26の「保健・医療・介護・福祉等の連携」にもありますが、今、「地域包括ケアシステムの構築」ということがよく言われており、在宅でいつまでも生活するために医療機関の役割が重要になっています。P14 支え合いネットワーク図に医療機関が入っていないので、入れたらどうかと思います。
- また、P66「福祉に関する相談窓口一覧」で、県の窓口に保健所も入れたらどうかと思います。
- 事務局 支え合いネットワーク図については、住民と地域の活動団体と行政の支え合いについて書いていますので、医療機関を入れるのは違和感があるのではないかと思います。
- 相談窓口については、記載している振興局の窓口の総務健康安全課は、保健所を兼ねています。和歌山市は、記載している2つの課が総合相談窓口として対応すると聞いています。
- 委員 医療機関については、「支え合い」に欠くことができないので入れていただきたいと思います。
- 事務局 支え合いのネットワークについては、「見守り」から「発見」、「支援」へ繋ぐという役割の中で、「見守り」の担い手を中心に書いています。医療機関が、平時から住民を見守り、支えていくというのは、なかなか難しいのではないかと思います。
- 委員 実際に、医療機関から必要に応じて、地域包括支援センターに連絡があったり、いろんな連携がなされています。医療機関内に地域連携室もできてきていますし、「最終的な繋ぎ先」だけではないと思います。受診の中で気づいたことを連絡してもらおうなど、見守りとして、医療機関の協力もお願いしていきたいと思いますので、ネットワークに入れてほしいと思います。
- 委員 医療機関というと、どうしても病院というイメージがあると思いますが、かかりつけ医や訪問看護ステーションなども見守りをされており、重要な役割を果たしていると思いますので、図中の「福祉サービス提供者等」に加えたらどうかと思います。
- 会長 私も、かかりつけ医からの連絡で、一人暮らしの方の支援に繋がった事例もあり、連携は大切だと考えていますので、可能であれば、ネットワークの中に入れていただけたらと思います。
- 委員 P17「ボランティア団体などNPO」というところで、NPOについても後継者不足等で解散に至ることも多いと聞いています。そのような状況も課

題として入れた方がいいのではと思います。

また、目次について、計画の概要がわかるような目次であれば、活用しやすいと思います。

委員 資料1の4では「地域で活動する多様な担い手」となっていますが、資料2のP12では「多様な組織」となっています。P15の「支え合いの仕組み」の図や、その他にも「担い手」という言い方がたくさん出てきているので、「担い手」の方がいいと思いますが。

また、P30 コーディネーターのところで、「支援の担い手の発掘」という表現がありますが、「発掘」というのは、あるものを見つけ出すという意味なので、担い手が不足している状況においては、「担い手をつくり出す」の方がいいのではないかと思います。

事務局 地域で、それぞれの目的を持って活動しているグループを「組織」、支え合いネットワークの一員として、その役割を担う活動グループや個人を「担い手」として棲み分けています。

「発掘」については、わかりやすい表現に直したいと思います。

委員 民生委員に関して、災害時要支援者の個別計画策定への参画ということがP17、23、32の3箇所に書かれており、民生委員の役割が明確になったと思います。

会長 P27「成年後見制度の利用促進に向けた体制整備」で、「市町村申立てを活用するための体制整備」とありますが、市町村長申立てが増えてくる傾向にある中、あらかじめ任意後見を契約しておいたらどうかという意見もあるようですので、任意後見制度についても記載したらどうかと思います。

委員 計画案に関しては特にはないですが、子どもが車に放置されていたり、発見するというのは難しいと感じています。プライバシーや情報公開の問題もあり、家庭に入っていくことも難しいですし、実際に介入していくと、責任を負うことにもなります。発見から支援へ繋ぐのは、民生委員・児童委員の役割ではありますが、その辺りについて、何かサポートできる方法はないかと思っています。虐待防止法では、情報を公開しなければならないとされていますが、虐待を見つけられなかったという不幸な事件も起こっており、実際の運用は難しいと感じています。

委員 成年後見制度を利用するためには、毎月の支払いも生じてくるため、利用者はお金がある人に限られてくると思いますので、民生委員活動の中では、任意後見制度を勧めています。また、社協がやっている福祉サービス利用援助事業は、認知症の方等の支援をする上で、とてもありがたい事業だと感じ

ています。

副会長 内容については、幅広い分野に対応していてすごくいいと思います。実際の支援活動をしている中で、難しいと思うような点もありますが、住民ひとりひとりが理解し、支え合いが進めばいいと思います。

委員 分野を横断した内容でいいと思います。特に、自殺対策や引きこもり、刑を終えた方に対する司法との連携にも触れられている点について、私自身の保護司の活動でも処遇困難なケースがあるので、取り上げられてよかったと思います。

委員 幅広い内容でいいと思います。27年度から介護保険において、要支援者への介護予防給付が見直され、訪問介護とデイサービスが外れてしまう中、先ほど、解散するNPOが増えているというご意見を聞いて、市の対応が気になります。

委員 盛りだくさんの問題について書かれており、いいと思いますが、高齢化がものすごい勢いで進んでいます。特に僻地では、老人クラブも維持できずに解散するところもあります。民生委員・児童委員等、支えていく人が追いついていけるか心配です。絵に描いた餅にならないよう、老人も支える側になるようにがんばらないと、と思います。

委員 P22「人権を尊重した地域福祉の推進」というところで、非識字者の方々の問題が忘れられているのではないかと思います。災害時の避難所は、皆が読み書きできるという考えで運営されていると思います。未修学だったり、不登校だったり、様々な理由で読み書きができない方々がおられます。読み書きできない方についても、人権が尊重される福祉を推進してほしいと思います。

P32「避難行動要支援者への支援体制強化」の内容は、高齢者に関する内容に思われます。地域にはいろんな世帯があり、災害発生は時間を問いません。夜間に子どもだけになる一人親世帯や、昼間、高齢者だけになる世帯もありますので、その辺りも加えてもらったらと思います。

事務局 避難行動要支援者は、避難することが困難な方を名簿に載せることとしていますので、高齢者に限っていないと理解しています。

会長 はじめの部分で「東日本大震災で65歳以上の高齢者の死者が6割を占めた」という記載があるので、高齢者についてと思われるのかもしれませんが、実際には、避難行動要支援者は、障害者のある方等も名簿に入っていると思います。子どものことについては、そこまで市町村でも把握するのは難しい

とは思いますが、その当たりも考慮してもらえたらと思います。

委 員

P27「成年後見制度の利用促進に向けた体制整備」についてですが、認知症の方の知識もある社会福祉士会も活動しています。「家庭裁判所から選任される弁護士や司法書士」に、社会福祉士も入れてもらえたらと思います。

会 長

この件については、事務局の方でご検討ください。